

施工条件の明示書

海神山緑地拡張工事

1. 工程関係

- ☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある。
- 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される。
 - 施工時期、施工時間及び施工方法については、発注者との綿密な打ち合わせが必要である。
- ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある。
- ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある。
- ☐ 余裕工期を設定している。
- 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする。
 - 埋蔵文化財等について船橋市教育委員会文化課との協議が成立した後の着工となる。協議結果によっては、工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合がある。
- 休日日数等作業不能日数を設計工程上見込んでいる。
 - 特記仕様書第3条参照のこと。ただし、やむを得ず休日に作業を行う必要がある場合は、事前に監督職員と協議すること。

2. 用地関係

- ☐ 工事用地等に未処理部分がある。
- ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。
- ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地が必要である。
- ☐ 消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用する。

3. 公害関係

- 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する。
 - 船橋市環境保全条例を遵守すること。
 - 住宅地に近接する工事であるため、騒音・振動の発生の低減に特段の配慮が必要である。
 - 近隣住民と相互の連絡調整を密にして作業を実施すること。
 - 受注者は、建設機械の使用にあたり、主たる用途以外の用途に使用してはならない。

- 建設機械の使用に当たって、機械類を操作している者が一時所定の位置を離れる場合においては、原動機を止めるか若しくは電源を切ること。
- 建設機械については、市街地内での工事であることを考慮し、低騒音型を使用すること。また、資材搬出入車両についても小型車を積極的に使用すること。

- ☐ 水替・流入防止施設が必要である。
- ☐ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする。
- ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される。

4. 安全対策関係

- 交通誘導員の配置が必要である。
 - 工事用資機材の搬出入時には安全を確保するため交通誘導員を配置する。
 - 交通誘導員は、現場条件に応じ適宜配置し、車両や歩行者等が円滑に通行できるよう努めること。
- ☐ 交通安全施設等を指定する。
- ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある。
- ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要である。
- ☐ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する。
- ☐ 有害ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要である。

5. 工事用道路関係

- 一般道路を搬入路として使用する場合、工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用期間帯等に制限がある。
搬入経路によっては、通学路の指定があり、使用期間、使用時間帯等に制限がある。
- 一般道路を搬入路として使用する場合、搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である。
- ☐ 仮道路を設置する場合、仮道路に関する安全施設等が必要である。
- ☐ 仮道路を設置する場合、仮道路の工事終了後の処置がある。
- ☐ 仮道路を設置する場合、仮道路の維持補修が必要である。

6. 仮設備関係

- ☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す、及び引き継いで使用する。
- ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する。
- ☐ 仮設備の設計条件を指定する。

7. 建設副産物関係

- 建設発生土が発生する。
 - 工事に伴い、残土等が発生する。
 - 概算数量については、特記仕様書を参照すること。
- 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要である。
- 建設副産物及び建設廃棄物が発生する。
 - 概算数量については、特記仕様書を参照すること。
- 地質分析が必要である。
 - 建設発生土の処分については、事前に処分先の建設発生土管理基準に定められている項目、測定方法にて地質分析を行うこと。

8. 工事支障物件等

- ☐ 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する。
- ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する。

9. 薬液注入関係

- ☐ 薬液注入を行う。
- ☐ 周辺環境への調査が必要である。

10. その他

- 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である。
 - 施工ヤード・工事用資材機材仮置き場、現場事務所等については、施工者において検討を行うこと。
- ☐ 工事現場発生品がある。
- ☐ 支給材料及び貸与品がある。
- ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等がある。
- ☐ 架設工事を指定する。
- ☐ 工事用電力等を指定する。
- ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する。
- ☐ 部分開放を行う必要がある。
- ☐ 給水の必要がある。
- ☐ 給・排水工事は、指定工事店にて施工する。
- ☐ 遊具の設置位置については監督職員と協議・立ち会いの上決定すること。
- 仮囲いをオレンジネットとする場合の高さは0.8m以上とし、風で外れたり弛まないように上下で固定すること。
- 当該施設を利用する場合は、施設管理者との協議が必要である。